

特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2021-4

ハイライト：

特許審判院、優先審判対象の拡大等行政規則を改正	1
秘密デザイン制度の改善でデザイン保護を強化	2
大法院「登録商標と類似の商標を使用…権利侵害認定」	3
「テラの竜巻ボトル、特許侵害ではない」…法院、ハイト真露に最終勝訴判決	4
物流輸送分野にAI、IoT等が結合されて自動化への風	5
国内研究陣、ゴムのように伸びる有機発光ダイオードを開発	6



IP制度

特許審判院、優先審判対象の拡大等 行政規則を改正

特許審判院は2021年3月31日から、一括審査*を申請した出願が拒絶決定された場合、これに対する不服審判を優先審判の対象とみて、権利化の可否を早期に審判で再検討できるようにする等の改正事項が反映された行政規則を施行した。

*サービスを含む一つの製品群に関連する複数の特許等の出願について、出願人が希望する時期に合わせて一括して審査する制度

今回の改正では、優先審判の対象としてビッグデータ、クラウドコンピューティング、人工知能

(AI)等の第4次産業革命に関連する出願（新特許分類(Z)を付与された出願）の無効審判及び権利範囲確認審判が新たに含まれており、審判関連の法制度の改善、社会的に関心の高い事件で、新たな基準の定立が必要な事項等の主な懸案を審議・議決する首席審判長全員会議の根拠も設けられた。

この他にも、特許法院で特許審判院の審決が取り消された事件について再度審判する場合には、当事者の意見提出の機会を十分保障するために、審理を終結する前に終結予定時期を予め通知する等、顧客の便宜を図るための内容も含まれている。

今回の改正は、デジタル技術革新、融・複合等の第4次産業革命時代における先端技術に関する紛争を、早期に解決できるような制度を設けたことにその意義がある。

秘密デザイン制度の改善で デザイン保護を強化

-物品名称の非公開により新製品開発動向の露出をブロック

特許庁は、企業が新製品のデザイン出願の際にデザイン権の保護をより強化し、経営戦略として活用できるように秘密デザイン制度を改善としている。

2021年4月1日から、出願人が秘密デザインを申請した場合、デザインを示す図面及びデザインの説明だけでなく、物品の名称及び物品類も公開しないように変更となった。

通常、登録されたデザインは、原則として全ての内容が公開されるが、秘密デザインを申請すれば、登録されたデザインが一定期間公開（デザイン登録日から最大3年間）されず、競合他社等による模倣を防ぐことができる。

また、企業は、市場の状況を見ながら戦略的に新製品の発売時期に合わせてデザインを公開することができ、秘密デザイン制度をマーケティング戦略に活用することもできる。

このような秘密デザイン制度の利点にもかかわらず、これまで物品の名称と物品類は登録デザイン公報に公開され、企業の新製品の開発動向が間接的に競合他社に露出しかねないという懸念があった。

しかし、今後はこれらの情報も公開されなくなったため、企業のデザイン開発及び経営戦略がより強固に保護される。

*秘密デザイン申請時の公開情報：デザイン権者の氏名と住所、創作者の氏名と住所、出願日（番号）、登録日（番号）、審査登録または一部審査登録であるという事実

*秘密デザイン申請時の非公開情報：図面または写真、創作内容の要点、デザインの説明、物品の名称及び物品類（2021. 4. 1. から非公開）

秘密デザイン申請件数は、2016年以降、毎年2千件以上あり、2020年は2014年に比べて二倍以上（1, 232

件（2014年）→2, 729件（2020年））に増えている。今後も新製品のデザインの出願時に、企業による秘密デザインの活用が増加するものと予想される。



特許判例

[大法院2021. 03. 11. 宣告2019DA237302]

特許権侵害差止め等請求訴訟

「調理容器用着脱式取っ手」という名称の対象特許発明に対する均等侵害の成立可否が問題となった事案

1. 均等侵害の要件及びその要件のうち課題解決の原理が同じであるかを判断する方法

特許権侵害訴訟の相手が製造する製品又は使用する方法等（以下「侵害製品等」という）が特許権を侵害しているというためには、特許発明の請求範囲に記載された各構成要素とその構成要素との間の有機的結合関係が侵害製品等にそのまま含まれていなければならない。侵害製品等に特許発明の請求範囲に記載された構成のうち変更された部分がある場合でも、特許発明と課題解決の原理が同じであり、特許発明と実質的に同一の作用効果を示し、そのように変更することがその発明の属する技術分野において、通常の知識を有する者は誰もが容易に考え出せる程度であれば、特別な事情がない限り、侵害製品等は特許発明の請求範囲に記載された構成と均等なものであり、依然として特許権を侵害しているとみるべきである。

ここで、侵害製品等と特許発明の課題解決の原理が同一であるか否かを判断するときは、請求範囲に記載された構成の一部を形式的に取り出すのではなく、明細書に書かれた発明の説明の記載と出願当時の公知技術等を参酌して先行技術と対比した時に、特許発明に特有の解決手段が基になっている技術思想の中核が何であるかを実質的に探求して判断しなければならない（大法院2019. 1. 31. 宣告2017HU424判決、大法院2020. 4. 29. 宣告2016HU2546

判決等参照)。

2. 特許発明の技術思想の中核が特許発明の出願当時に既に公知となっている、又はそれに等しいものに過ぎない場合、作用効果が実質的に同一であるかを判断する方法

作用効果が実質的に同一であるか否かは、先行技術で解決できなかった技術課題として特許発明が解決した課題を侵害製品等も解決するかを中心に判断すべきである。従って、発明の説明の記載と出願当時の公知技術等を参酌して把握される特許発明に特有の解決手段が基になっている技術思想の中核が侵害製品等でも具現されていれば、作用効果が実質的に同一だとみるのが原則だ。しかし、上記のような技術思想の中核が特許発明の出願当時に既に公知となっている、又はそれに等しい場合には、かかる技術思想の中核が特許発明に特有であるとは言えず、特許発明が先行技術で解決できなかった技術課題を解決したとも言えない。このような場合、特許発明の技術思想の中核が侵害製品等に具現されているかによって作用効果が実質的に同一か否かを判断できず、均等の可否が問題となる構成要素の個別機能や役割等を比較して判断しなければならない(大法院2019. 1. 31. 宣告2018DA267252判決、大法院2019. 2. 14. 宣告2015HU2327判決等参照)。

本事案は、「調理容器用着脱式取っ手」という名称について、本事件特許発明に対する均等侵害の成立の可否が問題となった事案である。

大法院は、発明の説明から把握できる技術思想の中核である「ロータリー式作動部を操作してスライド板を前・後方に移動させる技術思想」と、「上面に形成されたボタンにより押し部材又はピン部材を上・下にスライドさせてスライド板の前・後方移動を制御し、ミスによるボタン加圧を防止する技術思想」は、本事件特許発明の出願当時に既に公知となっていたとみて、均等の可否が問題となる対応構成要素の個別機能、役割等を比較して、被告の実施製品が本事件特許発明の請求項1の「上・下部材とスライド板を貫通して設置されたピン部材及び第2弾性スプリング」と均等な要素を含んでいないため、本事件第1項の発明を侵害するとはいえないと判断した。よっ

て、これと異なる趣旨の原審を破棄差戻した。

大法院「登録商標と類似の商標を使用 …権利侵害認定」

登録された商標と類似の商標を登録して使用した場合、当該商標が無効という判決が確定する前であっても、権利侵害に当たるという大法院の判決が出された。商標法上、先発権利が優先するという理由からである。大法院は、同判決により登録された商標と類似の商標を使用しても、その権利を認めてきた既存の大法院の判例を覆した。

大法院の全員合議体は、A氏がB社を相手取り「商標権侵害差止めを求め」として提訴した訴訟の上告審で、裁判官全員一致の意見で原告の一部勝訴判決をした原審を破棄し、事件を特許法院に差戻した。

A氏は2013年7月、ソフトウェア開発・供給事業を始めると共に、「DATA FACTORY」という商標・サービス標を登録した。その後、B社は、2015年12月にA氏と同じ商号で、コンピュータのデータ復旧等のサービス事業を始めた。

これに対してA氏は、2016年に商標権侵害差止め訴訟を提起し、商標の使用差止めと広告宣伝物等の廃棄、及び1億ウォン(約985万円)余りの損害賠償も要求した。

1審では、A氏が先に商標を出願したことを認めながらも、損害賠償については1000万ウォンのみを受け入れた。裁判部は、「商号の聴音・観念と業種等が同一であるため、誤認・混同を招く恐れがある」とし、「これにより、A氏は損害賠償を請求することができ、B社には損害賠償義務がある」とした。

2審も1審の判決をほぼ維持すると共に、損害賠償の請求額のみ追加して認容した。裁判部は、「B社はコンピュータに保存されたデータ等を対象とするサービス業という点で共通しており、範囲も一致している」と判断した。

これを受け、重複した商標が無効と認められる前に商標を使用した行為を権利侵害とみなし得るか

が焦点となった。従来の大法院の判例では、商標法により登録された商標は、無効・取消しになるまで、全て保護されるべきだと判決している。

しかし、大法院の判断は異なった。

大法院は、「商標権者が、商標登録出願日前に出願・登録された他人の登録商標と同一・類似する商標の登録を受け、先出願商標権者の同意なく使用した場合、後出願登録商標の積極的効力は制限される」と判決し、「後出願登録商標に対する登録無効審決における確定の可否に関わらず、先出願登録商標権に対する侵害が成立し、商標法は、抵触する知的財産権の相互間において、先出願又は先発生権利が優先されることを基本原理としている」と明らかにした。

さらに、「後出願登録商標を無効とする審決が確定するまでは、先出願登録商標を侵害しないと判断した大法院の判例を全て変更する」と付け加えた。

紛争

「テラの竜巻ボトル、特許侵害ではない」…法院、ハイト真露に最終勝訴判決

韓国のビール「テラ」の竜巻模様のボトルをめぐる特許侵害訴訟で、大法院はハイト真露に軍配をあげた。

大法院の特別2部は、2021年1月中旬にA氏が提起した権利範囲確認訴訟で審理不属行棄却決定を下した。2審の判断に法理の誤解がないと見て、本案審理をせずに上告を棄却したものだ。ハイト真露側は、「大法院で最終的に勝訴し、特許侵害ではない事が確認された」と述べた。

ハイト真露は、2019年3月に緑色のボトルの上段が竜巻模様のラガービール「テラ」を発売した。広告にも竜巻模様を出して「清浄ラガー」をアピールした。以降、テラは褐色の瓶が主だった韓国のビール市場に旋風を起こした。

事件の発端は、緑色のボトルの上段の竜巻模様の

デザインから始まった。A氏の夫であるチョン氏は、2009年から2010年にかけて竜巻模様の容器に対する国内特許とデザイン特許に加え、米国特許と計4件の特許を出願して保有していた。

これに対して、A氏の夫は、「テラ」のボトルの竜巻部分が特許を侵害しているとして問題を提起した。すると、ハイト真露は、2019年5月に特許審判院に権利範囲確認審判訴訟を請求した。

ハイト真露は、チョン氏の特許がボトルの内部形状及び機能に関するもので、外部の形態は特許権に含まれるわけではないため、「テラ」のボトルの外部の形状だけを理由に特許権侵害と主張することはできないとして対立した。また、容器の外部に渦巻きや楕目文の形状を入れることは、チョン氏の特許の前から広く公知となっていた形態であるため、外観だけを理由に特許侵害を主張するのは全く根拠がないとした。

半年後、特許審判院は、チョン氏の特許はボトルの中身が回転しながら排出されるようにデザインされており、テラはボトルの装飾のためにデザインしたものであるため、特許権は侵害されていないと判断した。また、チョン氏の特許については、「先行特許があり進歩性がない」として、特許無効の判決を下した。

これに対し、チョン氏は2019年12月に控訴したが、この過程で、チョン氏は当該特許権を配偶者のA氏に譲渡し、控訴審からは、A氏が原告となって裁判に参与した。しかし、特許法院は、昨年9月に原告敗訴の判決を下し、これを不服としてA氏は上告した。

大法院で、A氏の竜巻模様の容器の特許は無効であるという最終判決を下して、「テラ」のボトルを巡る特許侵害訴訟は一段落した。

一方、現代薬品も、A氏から「ミエロファイバ(商品名)」に使われている竜巻模様の容器に対する特許登録無効を求める訴訟を2019年10月に提起されている。この特許訴訟は、現在、大法院で行われており、今回の大法院の判断は、現代薬品の特許訴訟にも影響を及ぼすものと思われる。

出願動向

物流輸送分野にAI、IOT等が結合されて自動化への風

オンラインショッピングが一般化し、配送のための物流センター、分類作業、物流入出庫や荷役を自動化する技術への関心が高まっている。最近では、人工知能(AI)、モノのインターネット(IOT)技術と結合したスマート物流倉庫、スマート分類及びピッキングシステム、配送トラック内の自動荷役装置関連の出願も登場している。

特許庁によると、宅配便等の物流輸送分野の特許出願は、物流産業が成長すると共に2010年には78件であったのが2019年には131件と、着実な増加を見せている。

物流輸送分野の工程を自動化するための技術開発が、特許出願を牽引している。最近10年間に特許出願された物流輸送分野の特許925件のうち、物流工程を自動化するための特許は、合計339件で約37%を占めている。物流輸送分野全体のうち、物流工程の自動化に関する出願割合も2010年の28%から2019年には53%まで増加して出願を牽引している。

また、最近では、AI、IOT技術と物流工程とを結合した開発が続いている。2015年(2件)から、AI、IOT技術を融合して物流工程を自動化する特許が出願され始め、2019年(13件)までの5年間に合わせて32件出願されている。

技術分野別の詳細をみると、コンベア等を含む移送装置関連の出願が418件で最も多く、続いて、荷役・入出庫装置に関する出願が153件、物品の分類・ピッキング(分類された物品、又は分類しながら物品を取り出して目的の位置に移動する作業)・梱包に関する装置が107件等の順である。

出願人を類型別にみると、中小企業が488件で、物流輸送分野の出願の約半分を占めている。外国人128件、大学・研究機関97件、大企業91件となっている。

特許庁は、「今後は物流作業を迅速に処理するために、物流工程にAI、IOT等の技術を融合した出願が増加すると予想される」とし、「物流の自動化に関する研究開発と共に、これを保護することのできる知的財産権の確保が重要だ」と述べた。

感染症治療の中核施設、陰圧病棟の技術開発に活気

新型コロナウイルス感染症の拡散による感染者の増加に伴い、隔離・治療するための施設である陰圧病棟の特許出願が、2020年は大幅に増加したことが分かった。

特許庁によると、過去10年間の陰圧病棟関連の特許出願動向を分析した結果、2011年から2019年まで年平均2~3件に留まっていた特許出願は、新型コロナウイルス感染症のパンデミックが始まった2020年には合計63件にまで急増した。これは、過去9年間(2011~2019年)に出願された合計(23件)と比べても2.7倍に達している。

陰圧病棟の技術類型別の特許出願現況を見てみると、移動・組み立て式の陰圧病棟に関する出願が54.7%(47件)と最も多く、次に、病室の内部気圧を制御する空調関連が22.1%(19件)、フィルタ、薬品、紫外線等を利用して、ウイルスや細菌を除去する空調関連が19.8%(17件)、病室の遠隔制御に関する出願が3.4%(3件)と続いている。特に、移動・組み立て式の陰圧病棟に関する出願は、エアフレームを活用したエアテント、事前製作型のモジュール式病棟、組み立て式コンテナ等、移動や設置が容易で病室の拡張を可能とするものである。新型コロナウイルス感染症の感染者急増に伴う陰圧病棟の不足に対応するために、こうした出願が活発なことが分かる。

陰圧病棟技術における特許出願人の類型を見てみると、中堅・中小企業が51.2%(44件)で半分以上を占め、次に、個人が32.6%(28件)、大学・研究所が12.8%(11件)の順であった。韓国人が98.8%を占めており、外国人は1.2%(1件)に過ぎず、韓国人の出願が圧倒的であることが分かった。

特許庁は、「診断キット、ドライブスルー等で新型

コロナにすばやく対応してきた韓国の革新的な医療技術に世界の関心も高まっている」とし、「今後、陰圧病棟のように、感染症の拡散を防ぐ医療技術の更なる成長に役立てるよう、様々な知的財産情報を提供していく」と明らかにした。

放送-通信-コンピュータ産業の商標出願 「増加」…旅行-宿泊-ウェディング業界 「減少」

新型コロナウイルス感染症・パンデミックの影響で非対面による産業が成長すると共に、放送、通信、コンピュータに関するサービス業の商標出願が大きく増加した一方で、ソーシャルディスタンス等で対面活動が減ると共に、旅行宿泊業、ウェディングサービス業分野の商標出願は減少していることが分かった。

特許庁によると、新型コロナウイルス感染症の影響にもかかわらず、2020年の主なサービス業の商標出願は、13万811件であり、2019年（11万3050件）に比べて15.7%増加したとのことだ。

これらをリードしているのは、非対面ベースのサービス業である放送・通信業及びコンピュータ関連業である。

主なサービス業毎にみると、放送業が56.8%増加して最も増加幅が大きく、続いて、通信業（45.9%）、コンピュータ関連業（31.1%）、通信販売業（26.6%）の順となっている。

特に、放送業、通信業、コンピュータ関連業の増加が目立っている。これは、リモート教育、在宅勤務、外出自粛をする人等を対象とした非対面ベースのサービス業であるインターネットプラットフォーム、個人放送やコンピュータソフトウェア等に関するもので、非対面化及びオンライン業務の変化が反映されたものと分析される。

また、卸小売業（通信販売）の出願が26.6%と大幅に増加した。これは、需要者のソーシャルディスタンスにより、オンラインショッピング等が増えたことが影響していると思われる。

一方、旅行業は-17.4%の減少と減少幅が最も大きく、続いて、宿泊業（リゾート、ペンション等）-6.2%、ウェディング業（結婚情報、結婚式場等）-7.2%の順で、ソーシャルディスタンスによる集まりやイベントの制限による影響が反映したものと思われる。

また、多目的施設に対する集合禁止・制限によって、営業活動が大きく萎縮していたゲームサービス業（インターネットカフェ等）1.9%、公園運營業（遊園地等）7.2%、芸能業（芸能公演、コンサート等）7.9%、衛生業（銭湯、サウナ等）9%等もサービス業全体の平均増加率に満たないことが分かった。

特許庁の生活用品商標審査課の審査官は、「新型コロナウイルス感染症の影響で、サービス業の間の不均衡がサービス業の商標出願にも反映されていると見られる」とし、「コロナワクチンの接種と防疫による感染者の減少、集団免疫の形成によって日常生活が回復してきたら、これまで減少傾向だった旅行業、宿泊業等の出願も増加すると期待している」と述べた。

最新技術

国内研究陣、ゴムのように伸びる 有機発光ダイオードを開発

折りたたんだり曲げたり巻き取れるディスプレイの商用化に続き、ゴムのように伸びるストレッチャブルディスプレイを実現させるための研究が活発な中で、全ての部品を伸びる素材に置き換えた有機発光ダイオード（OLED）が紹介された。

韓国研究財団は、パク・ジヌ教授（延世大）の研究チームが、全ての部品をストレッチャブル素材で製作して、ゴムのように伸びる有機発光ダイオードを開発したと明らかにした。

あらゆる方向に伸びて、自由な形態に変形できるストレッチャブルディスプレイが可能となれば、画面の大きさや模様が変わるスマートフォン、肌により密着するウェアラブル機器、及びよりリアルな3次

元触覚ディスプレイ等に活用することができる。

これまでは、伸びる基板に硬いOLEDを島のように配置して、柔軟な電線でこれを結合して電線が伸びる力に対抗する方法で伸びるOLEDを実現しようというものだった。

しかし、硬いOLEDと柔軟な電線の組み合わせは、高い引張応力に持ち堪えるために素子の密度を下げざるを得なかった。そのため、高いピクセル数を要するディスプレイに適用するには限界があるうえ、製作工程もまた非常に複雑であった。

研究チームは、構造ではなく素材に集中し、OLEDを構成する全ての素材（基板、陽極、正孔輸送層、発光層、電子輸送層、及び陰極）を伸びる素材にすることにより具現させた。

その結果、ゴムのように伸びるOLEDを実現し、80%の引張応力下でも安定した光が放出されることを確認した。特に、ディスプレイを構成する3原色である赤、緑、青のいずれも60~80%の引張応力下で、一定以上の効率により実現することができた。

一方、低い曲率半径（~100 μ m以下）の尖ったボールペンの芯でストレッチャブルOLED素子に変形を加えた場合でも、安定した動作を示した。これまでに、OLED構成要素を伸びる素材に代替しようという研究はあったが、基板と陽極素材に留まり安定性が低かったため、研究チームが今回初めて、全ての構成要素を伸びる素材によって具現することで安定性を

高めることができた、という説明である。

科学技術情報通信部と韓国研究財団が推進する中堅研究支援事業の支援により行われた今回の研究成果は、国際学術誌サイエンス・アドバンシス（Science Advances）2月24日号に掲載されている。

韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA&HAにお任せ下さい。

（調査、特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、
インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争）

河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-548-1609
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405
E-mail : haandha@haandha.co.kr
Website : <http://haandha.co.kr>

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-3443-8434
Fax : +82-2-3443-8436
E-mail : st@stpat.co.kr